

ゴミ出しの際のルールについて

【ご意見】（令和6年3月26日受付）

いつもありがとうございます。千曲市で生まれ育ち就業の関係で現在長野市に在住していますが、令和6年度中に千曲市の実家へ妻と子供を連れてIターンする予定の者です。

長野市においては、ゴミ出しの際に氏名を記載する必要はなく、ゴミステーションも徒歩5分圏内に効率よく配置されています。一概に比べることはナンセンスですが、下記要望についてご検討いただけますと幸いです。

1.ゴミ出しの際の氏名記入のルール撤廃を求めます。

- ・千曲市への転入者は、近年横ばい傾向にあると思われます。移住者にとって住環境が理解できる内容になっているかどうかは住み続けられるかどうかの基準の一つですが、千曲市のゴミ出しルールについては私にとって首を傾げる内容です。
- ・ご存じのとおり家庭から出るゴミは究極の個人情報です。県内においては同様の対応を行う自治体が多い中、市として住民に寄り添うことはできませんか？行政組織として、市民の安全や尊厳を冒しかねないルールを設けていることに、疑問は感じませんか？

2.実情に応じたゴミステーションの設置をお願いします。

- ・ゴミステーションまでの距離が物理的に遠く、自動車でないゴミ出しが難しい場合がある。
- ・予算などで難しい場合もありますが、住宅が新たに新設されている地区を中心にご検討いただきたい。

3.燃えるゴミを捨てる際の重量が制限されていますが、その根拠についてお示してください。

- ・今まで住んだことがある、3市町村においては重量の記載がなく、千曲市の燃えるゴミに5キロの制限があることに驚きました。ルールはルールとして良いのですが、その算定をされた際の積算根拠について教えていただくことは可能でしょうか？

このたびは貴重なご意見をいただき、誠にありがとうございます。お寄せいただきました内容につきまして、下記のとおりご回答申し上げます。

【回答】

1. 指定ごみ袋への記名について

千曲市では合併前の平成4年から、指定袋制度を導入し、記名をお願いしております。これは、ごみの排出に自覚と責任を持っていただき、ごみ出しルールを守っていただくためです。

一方、近年では「個人情報保護やプライバシーの観点から記名をなくしてほしい」といったご意見もいただいております。

そのため、一昨年、多くの方のご意見を伺うことを目的に、市民 1,200 人を対象としたアンケートを実施しました。アンケートは、552 人から回答いただき、記名に賛成 421 人、反対 128 人、無回答 3 人となり、賛成が 76.3%という結果となりました。市民の方からいただいた理由として最も多かったのが、「ごみ出しのルールが守られる」というご意見でした。この結果を受け、当市では当面の間、指定ごみ袋への記名について継続してまいります。

しかしながら、個人情報保護やプライバシーを守るという意見も貴重なご意見であり、ごみの正しい排出との両立ができないか、今後も検討してまいります。

2. ごみ収集所の設置について

ごみ収集所は市内に 800 ヶ所以上あり、市で直接管理することは難しいため、地域の区・自治会に管理や設置をお願いしております。

収集所の場所や収集品目、排出できる時間については、設置可能な場所の判断やごみ当番の負担を考慮したうえで、それぞれの区・自治会で決めておりますので、まずは区・自治会の役員さんにご相談いただくようお願い申し上げます。

3. 指定袋の重量制限について

千曲市の指定ごみ袋の重さは、25 リットル・55 リットルともに1袋5kgまでとさせていただきます。この理由としては、以下の3点があります。

- ・ごみ袋の耐久性を考慮して
- ・排出される市民の皆様及び収集作業員の安全性(重すぎることによる積込作業時の転倒事故防止)や健康(腰痛防止)への配慮のため
- ・収集手数料が1袋 40 円(5kg まで)と定められていることから、公平性の確保のためご理解をよろしく願いいたします。

担当 環境課